



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

企業局管	雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程(1)(総務課).....	1
理規定	鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程(2)().....	2
	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(3)().....	3
企業局訓	中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令(1)(総務課).....	4
令		

企業局管理規程則

雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第1号

雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい企業局の経営状況等を踏まえ、県内における雇用機会の創出を図るための施策等の財源に充てるため、企業局企業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講ずることを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける企業局企業職員(以下「職員」という。)の給料月額は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項、給与規程第3条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。)第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第19条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の5

- (2) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の6
- (3) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの
100分の4

2 前項の規定にかかわらず、職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 手当の額

(2) 給与規程第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(管理職手当の額の特例)

第3条 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により定められた額とする。

(調整手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第19条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる職員 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号。以下「特例条例」という。)第7条第1項第1号に掲げる者
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第2号に掲げる者
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第3号に掲げる者

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

給 料 表	対 象 者
給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの
現業給与規則第2条第1項第2号に掲げる現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額の区分が第1類であるもの

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則(昭和38年鳥取県企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（部分休業）</p> <p>第 8 条の 2 職員の部分休業（当該職員がその 3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 9 条の規定の適用を受ける県職員の例による。</p> <p>（分限）</p> <p>第 9 条 職員の分限については、地方公務員法第 27 条及び第 28 条、職員の休職の事由を定める条例（昭和 56 年鳥取県条例第 7 号）並びに職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 39 号）及び職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和 26 年鳥取県人事委員会規則第 7 号）の定めるところによる。ただし、職員の分限に関する手続及び効果に関する規則第 5 条の規定は適用しない。</p>	<p>（部分休業）</p> <p>第 8 条の 2 職員の部分休業（当該職員がその 1 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 9 条の規定の適用を受ける県職員の例による。</p> <p>（分限）</p> <p>第 9 条 職員の分限については、地方公務員法第 27 条及び第 28 条、職員の休職の事由を定める条例（昭和 56 年 3 月鳥取県条例第 7 号）及び職員の休職の事由を定める条例第 2 条第 2 号の公共的機関を定める規則（昭和 56 年 3 月鳥取県人事委員会規則第 1 号）並びに、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年 9 月鳥取県条例第 39 号）及び職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和 26 年 9 月鳥取県人事委員会規則第 7 号）の定めるところによる。ただし、職員の分限に関する手続及び効果に関する規則第 5 条の規定は適用しない。</p>

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第 3 号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、第5条の4に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。))職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であった住宅(前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、第5条の4に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。))職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号)第9条第4項に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であった住宅(前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令

(中津ダム操作規程の一部改正)

第1条 中津ダム操作規程(昭和50年鳥取県企業訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第13条関係)				別表第1 (第13条関係)			
通知の相手方			通知の方法	通知の相手方			通知の方法
名 称	担当機関の名称			名 称	担当機関の名称		
(1)	知 事	倉吉地方県土整備局 維持管理課	加入電話	(1)	知 事	倉吉土木事務所 総務課	加入電話
	三朝町長	三朝町役場 総務課			三朝町長	土木課	
	倉吉警察署長	三朝温泉警察官駐在所			倉吉警察署長	三朝警察官駐在所	
(2)	中国地方整備局	倉吉工事事務所 河川管理課		(2)	中国地方整備局	倉吉工事事務所 工務課	

(茗荷谷ダム操作規程の一部改正)

第2条 茗荷谷ダム操作規程(昭和50年鳥取県企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第13条関係)				別表第1 (第13条関係)			
通知の相手方			通知の方法	通知の相手方			通知の方法
名 称	担当機関の名称			名 称	担当機関の名称		
(1)	知 事	八頭地方県土整備局 維持管理課	加入電話	(1)	知 事	郡家土木事務所 総務課	加入電話
	若桜町長	若桜町役場 建設課			若桜町長	若桜町役場 土木課	
	郡家警察署長	若桜警察官駐在所			郡家警察署長	若桜警察官派出所	
					鳥取保線区長	若桜線路部長	
(2)	中国地方整備局	鳥取工事事務所 河川管理課		(2)	中国地方整備局	鳥取工事事務所 工務課	

附 則

この訓令は、平成14年 4月 1日から施行する。

